

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年8月3日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長 石田 悦一

1 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

H28-31国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 一式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書等による。

(3) 契約期間 契約締結の翌日から平成31年11月30日まで

(4) 履行場所 北海道札幌市 国営滝野すずらん丘陵公園

(5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付する。本業務の入札は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札として実施する。落札決定にあたっては、総合評価落札方式（加算方式）をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類（以下「申請書類」という。）を提出すること。入札書に記載する金額は、契約期間中、本業務に要する一切の一般管理費等を含めた金額の総価を記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

2 競争参加資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本業務に従事する者が入札説明書等に定める業務実績等を有する事を証明した者であること。
- (7) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (8) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係るコンサルタント業務に関与する者でないこと。
- (9) 北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- (10) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- (11) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成25年度実施した「滝野公園運営維持管理に関するモニタリング調査検討業務」の受託者でないこと。
- (12) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成26年度実施した「滝野公園整備効果検討業務」の受託者でないこと。

(13) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成27年度実施の「滝野公園運営計画検討業務」の受託者でないこと。

(14) 企業の業務実績に関する要件 H28-31国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という）1. 2. に掲げる業務を担当する企業は、業務内容に応じて実施要項3. 2. に示す「表7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

(15) 配置予定者の業務実績等に関する要件 実施要項1. 2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項3. 3. に示す「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

(16) 共同体での入札について

本業務は、上記2の資格要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を含め包括的に管理すること。

ア 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務
- ④ 収益施設等管理運営業務

共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。

また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

イ 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。代表企業は、上記ア①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。

ウ 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社に変わる構成員を補充した上で、新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとし、その期限は3（4）

に定める企画提案書の提出期限とする。やむを得ない事情が生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

エ 共同体の代表企業及び構成員は、上記(1) から(15)の全ての要件を満たすこと。

オ 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、当該入札に関する問い合わせ先

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課調達スタッフ

電話 011-611-0269 内線 3285

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R）を上記(1) に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1) に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。交付は10時00分から17時00分まで。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限：平成27年9月2日 12時00分

② 提出場所：上記3(1) に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送若しくは託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

(4) 企画書及び収益施設運営計画書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限：平成27年10月26日 12時00分

② 提出場所：上記3(1) に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送若しくは託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

(5) 入札書の提出期限

平成27年11月30日 12時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成27年12月1日 14時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
- (4) 入札者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の提出期限までに、上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

- (5) 企画提案に対するヒアリング 提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

① 実施予定日：平成27年10月30日

(予備日：平成27年11月2日)

② 実施時間：別途通知する。

③ 実施場所：北海道開発局札幌開発建設部（住所は上記3(1)に同じ。）

- (5) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (8) 手続における交渉の有無 無

- (9) その他 詳細は入札説明書、実施要項による。

入札説明書

北海道開発局札幌開発建設部の国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務に係る入札公告（平成27年8月3日付け）に基づく入札等については、関係法令並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）及びH28-31国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長 石田 悦一

2 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

H28-31国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 一式

(2) 調達案件の特質等

実施要項による。

(3) 調達案件の仕様書等

別冊実施要項のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の翌日から平成31年11月30日

ただし、契約締結の翌日から平成28年3月31日までを「準備期間」とし、平成28年4月1日から平成31年11月30日までを「運営維持管理業務期間（履行期間）」とする。

(5) 履行場所

北海道札幌市南区滝野247番地 国営滝野すずらん丘陵公園

(6) 入札方法

本業務の入札は法に基づく民間競争入札として実施する。落札決定にあたっては、総合評価落札方式（加算方式）をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（（企画書（別紙資料（様式2））及び収益施設運営計画書（別紙資料（様式3））。（以下「企画書」という。）、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類（（以下「申請書類」という。）（別紙資料（様式1）））を提出すること。

入札書に記載する金額は、契約期間中、本業務に要する一切の一般管理費等を含

めた金額の総価を記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

（7）契約の方法等

ア 契約方式

「北海道開発局委託契約取扱要領」（平成22年3月23日北開局会第486-1号）第4条の書類他に実施要項8.6.15に示す業務計画書を提出し、これら内容が適当であると認められたときに支出負担行為担当官札幌開発建設部長と委託契約を締結する。

イ 委託業務の性格

本業務は、年度末の精算において予算額が生じない実費弁償方式により実施するものであり、不用額が生じることとなった場合には当該委託料を国へ返還するものである。また、経費が不足する場合は受託者の負担となる。

また、業務計画書に基づき、履行確認および数量変更を実施するものである。

ウ 概算払

受託者は、国の会計法（昭和22年法律第35号）第22条、予決令第58条による協議が整った場合において、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として当該年度の契約金額の概算払を請求することができるものとする。

エ 各年度の委託料の確定額

各年度の委託料の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託料の限度額のいずれか低い額とするものである。

3 競争参加資格

入札参加者に要求される資格は、以下のとおりである。

（1）法第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。

なお、欠格事由該当性の審査に必要な資料として、暴力団排除条項に該当しないこと、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと及びその他契約事項を誓約する書面以下、「誓約書」様式1-10（1面）を提出すること。

（2）予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。

(3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること（申請書類の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、4（2）アに示す「企画書及び収益施設運営計画書の提出期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者がした入札に該当し、入札は無効となる。）。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課企画係

電話 011-611-0309 内線 3252

(4) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(7) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係るコンサルタント業務に関与するものでないこと。

(8) 北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。

(9) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

(10) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成25年度に実施した「滝野公園運営維持管理に関するモニタリング調査検討業務」の受託者でないこと。

(11) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成26年度に実施した「滝野公園整備効果検討業務」の受託者でないこと。

(12) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成27年度実施の「滝野公園運営計画検討業務」の受託者でないこと。

(13) 企業の業務実績に関する要件

実施要項1.2.に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項3.2.に示す「表7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

(14) 配置予定者の業務実績に関する要件

実施要項1.2.に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項3.3.に示す「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと（参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。）。

(15) 共同体での入札について

本業務は、上記3の資格要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を含め包括的に管理すること。

ア 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務
- ④ 収益施設等管理運営業務

共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

イ 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。代表企業は、上記ア①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。

ウ 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停

止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社が変わる構成員を補充した上で、新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとし、その期限は下記4（2）アに定める企画提案書の提出期限とする。やむを得ない事情が生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

エ 共同体の代表企業及び構成員は、上記（1）から（14）の全ての要件を満たすこと。

オ 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、その写し及び競争参加資格審査申請書の写しを申請書類と併せて提出すること。

4 申請書類・企画書・収益施設運営計画書及び様式1-10（2面）等の提出場所等

（1）申請書類の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限：平成27年9月2日（水） 12時00分

イ 提出場所：〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
国土交通省 札幌開発建設部契約企画課調達スタッフ
電話 011-611-0269 内線 3285

ウ 提出方法：持参又は郵送若しくは託送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

（2）企画書及び収益施設運営計画書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限：平成27年10月26日（月） 12時00分

イ 提出場所：上記4（1）イに同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送若しくは託送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

（3）様式1-10（2面）等の提出場所及び方法

落札予定者は、下記により開札後速やかに様式1-10（2面）及び電磁的記録媒体（CD-R等）を提出するものとする。なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類を求める場合がある（提出場所等は同じ）。

ア 提出場所：上記4（1）イに同じ。

イ 提出方法：持参又は郵送若しくは託送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

5 ヒアリング

（1）企画提案に対するヒアリング

提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

ア 実施予定日：平成27年10月30日（予備日：平成27年11月2日）

イ 実施時間：別途通知する。

ウ 出席者：配置予定総括責任者を必須とし、配置予定業務責任者も認める。なお、

配置予定総括責任者が欠席した場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

エ その他：アに示す実施日に予定技術者等の都合が合わない場合は、平成27年10月23日までに発注者と協議の上、予備日に変更できるものとする。

オ ヒアリング参加時の追加資料の提出及び提示は認めない。

カ 実施場所：北海道開発局札幌開発建設部

6 資料閲覧及び現地見学

資料の作成等にあたり、以下により資料閲覧及び現地見学をすることが出来る。

(1) 資料閲覧

ア 閲覧場所：〒005-0862 北海道札幌市南区滝野247番地

北海道開発局 札幌開発建設部 国営滝野すずらん丘陵公園事務所

イ 閲覧日時：平成27年8月3日から平成27年10月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分までのうち、エにより通知された日時とする。

ウ 閲覧時間：2時間30分以内とする。(ただし、閲覧希望者が輻輳した場合は、短縮する場合があるので、エより早めに申し込むこと。)

エ 閲覧方法：閲覧については予約制とし、事前にカの担当者に別紙1によりFAXで申し込むものとして、別紙2により閲覧日時を通知する。また、閲覧の条件等の詳細は別紙2のとおりとし、これを遵守するものとする。

オ 申込み先：北海道開発局 札幌開発建設部 国営滝野すずらん丘陵公園事務所
総務課

電話 011-694-2100 FAX 011-594-2120

(2) 現地見学

ア 見学日時：平成27年8月3日から平成27年10月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から公園閉園時間まで。

イ 見学方法：見学については予約制とし、事前にウの担当者に別紙3によりFAXで申し込むものとして、別紙4により見学日時を通知する。また、見学の条件等の詳細は別紙4のとおりとし、これを遵守するものとする。

ウ 申込み先：北海道開発局 札幌開発建設部 国営滝野すずらん丘陵公園事務所
総務課

電話 011-694-2100 FAX 011-594-2120

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記4(1)イに同じ。

(2) 入札書の提出期限

平成27年11月30日 12時00分

(3) 入札書の提出方法

- ア 入札書は、持参により提出するものとする。
- イ 入札にあたっては、「北海道開発局競争契約入札心得」により入札書を作成し、封筒に入れ封印し、且つ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月1日開札〔H28-31国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び申請書類等は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 業務費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。業務費内訳書は、封筒に入れ封印し、且つ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月1日開札〔H28-31国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務〕の業務費内訳書在中」と朱書し、入札書と同時に提出しなければならない。

又、データをCD-Rで同時提出すること。

イ 業務費内訳書の様式は別紙5とする。また、内訳書データの保存形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word（Word2003形式以下のもの）
- ・ Microsoft Excel（Excel2003形式以下のもの）
- ・ Just System一太郎（一太郎2007形式以下のもの）

なお、PDFファイルは認めない。

ウ 入札参加者は押印及び記名を行った業務費内訳書を提出しなければならないが、支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、業務費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、北海道開発局競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- 3) 他の業務の内訳書である場合
- 4) 白紙である場合
- 5) 内訳書に押印が欠けている場合
- 6) 内訳書が特定できない場合
- 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

- 1) 内訳の記載が全くない場合
- 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- 1) 他の業務の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- 1) 発注者名に誤りがある場合
- 2) 発注案件名に誤りがある場合
- 3) 提出業者名に誤りがある場合
- 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

エ 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

(8) 開札の日時及び場所

平成27年12月1日 14時00分

北海道開発局 札幌開発建設部入札室

(9) 開札

ア 開札は、入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者は、開札場に入場した後においては、支出負担行為担当官又はその補助

者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(10) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記イ総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとし、その通知した日から資料（別紙6）を作成し、3日以内に支出負担行為担当官あてに入札者の責任者等から資料の提出するよう求める。

③ 落札となるべき最も高い評価値の入札を行った入札者が2人以上あるときは、当該落札となるべき最も高い評価値の入札を行った入札者（その者が開札に立ち会わなかった場合は、入札事務に関係のない職員）は、開札場において直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。

④ 数量総括表は、札幌開発建設部の考える4カ年分の標準数量（回数等）を示しており、札幌開発建設部は、この標準数量（回数等）に基づき、予定価格を算出している。ただし、入札参加者は企画書の内容を反映した数量（回数等）を用いて応札額を算出するものとし、入札参加者は、落札後、業務計画書を提出する際は、「企画書内容を反映した設計書」に基づいて提出するものとする。

⑤ 落札者は契約を行う前に、「北海道開発局委託契約取扱要領」（平成22年3月23日北開局会第486-1号）「第4条 実施計画書等の提出」に従い、業務計画書を作成・提出し、その内容について札幌開発建設部と協議の上、承諾を得なければならない。なお、業務計画書の「経費積算内訳書」の欄に「単位・数量・単価・金額」を必ず明記すること。また、契約変更（設計数量等）を行う際は、この業務計画書に基づき行うものとする。

イ 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る実施要項5.1.により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{技術評価点}) + (\text{価格評価点})$$

② 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、実施要項5.1.の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は205点（基礎点50点+加算点155点）とする。

③ 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は30点とする。

④ 基礎項目審査の評価方法

基礎項目審査については、業務が実施可能な最低基準を示す評価基準を満たしているかによって評価する。

⑤ 支出負担行為担当官は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内に、その旨を落札者とされなかった入札者に書面により通知する。

8 入札説明書及び実施要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、下記に従い、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、下記電子メールで提出するものとする。なお、以下のファイル形式とし、提出の際は、必ずウイルス対策を実施すること。

ただし、電子メールが不可能な場合は、持参、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）又はFAXの方法でも可能とする。

（電子メール又はFAXの場合には着信を確認すること。）

ア 受付場所：4（1）イに同じ。

電子メール sp_cho-shitsu@hkd.mlit.go.jp

FAX 011-621-1554

- ・ Microsoft Word（Word2003形式以下のもの）
- ・ Microsoft Excel（Excel2003形式以下のもの）
- ・ Just System一太郎（一太郎2007形式以下のもの）

なお、PDFファイルは認めない。

(2) 回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 提出期限及び回答日：平成27年8月3日の9時00分から以下の区切りにより質問を受付け、また電送又は電子メールで回答する。

ア 申請書類の資料作成、提出に関する質問の提出期限：原則として、平成27年8月20日17時00分まで。回答は、平成27年8月27日17時00分までに行う。

イ 企画書及び収益施設運営計画書の資料作成、提出に関する質問の提出期限：原則として、平成27年10月9日17時00分まで。回答は、平成27年10月19日17時00分までに行う。

ウ 積算に関する質問の提出期限：原則として、平成27年11月20日17時00分まで。回答は、平成27年11月25日17時00分までに行う。

9 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年9月16日（水）までに、通知する。

10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期間：平成27年9月16日（水）から平成27年9月28日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

イ 提出場所：上記4（1）イに同じ。

ウ 提出方法：書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送又は託送若しくはFAXによるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは平成27年10月5日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) 支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

11 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、札幌開発建設部長に対して非落札理由についての説明を書面（様式は自由）により求めることができる。

(2) 支出負担行為担当官は、(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

12 苦情申立て

- (1) 10 (2) の競争参加資格がないと認められた理由及び11 (2) の非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、札幌開発建設部長に対して苦情を申し立てることができる。苦情申立てについては札幌開発建設部入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ・受付窓口：北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ
〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
電話 011-611-0269
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- (3) 苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
 - ・書類等の入手先：(2) の受付窓口

13 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
- (4) 入札者に要求される事項

この競争を希望する者は、申請書類等を上記4 (1) アの提出期限までに、上記4 (1) イに示す場所に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (5) 申請書類、企画書及び収益施設運営計画書
 - ア 申請書類、企画書及び収益施設運営計画書は実施要項により作成する。
 - イ 申請書類、企画書及び収益施設運営計画書の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認、企画書の評価の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
 - エ 一旦受領した書類は返却しない。
 - オ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 入札者が虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。なお、落札後提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、入札書の無効又は落札決定の取り消しを行うとともに予決令第71条に該当する者として取り扱う場合がある。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときには、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- オ 契約にあたって使用する契約書は、別冊「契約書（案）」によるものとする。

(7) 仕様書に関する照会先

- 4 (1) イに同じ。

(8) 入札心得

上記によるもののほか、この一般競争を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、別冊「北海道開発局競争契約入札心得」による。

(9) 業務評定

本業務は、業務評定を行う試行業務であり、評定については業務終了後通知し、札幌開発建設部ホームページ等により公表するものとする。

なお、業務評定については、本公園を含む国営公園運営維持管理業務の次回以降の入札時における評価事項の一つとする。

(10) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ア 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- イ アにより警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により委託者に報告すること。
- ウ ア及びイの行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- オ 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。